

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二 一 三 三 七 七 一 四 六 四 九

FAX (03) 332999-15367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言■

都議選から政治を考える

伊勢 太郎……………2

「内定通知」交付

社保庁労働者……………3

—正規でなく準職員—

消費者から見た食と農 (一)

畠山 勝巳……………5

—鶴岡市市制研究会講演会(〇九年二月)—

【要結見解】相鉄労働組合執行委員会(二〇〇九年六月二九日)

会社分割でストライキ

……………8

連合労働運動の実態

……………11

—労働戦線再編成から二十年(三)—

読者からのおたより

……………14

# 旬刊 社会通信

NO. 1053

二〇〇九年八月一日号

二〇〇九年八月一日発行  
(毎月一日・一五日二回発行)

## 都議選から政治を考える

民主党は都議選で二十議席をふやし三十四から五十四となった。これに対し石原与党の自民は十減らし三十八、公明は一つ増やし二十三。全体では自公六十一、民主五十五（無所属・民推せん一）。都議定数は百二十七、過半数は六十四だから、自公、民主ともに過半数に達しなかった。残り十一は共産八（マイナス五）、ネット二（マイナス二）、無所属一（「市民派」女性）。

民主は大勝ち、「反・非」自民票をすべて取り込んだ。結果、共産、ネットがはじきだされ、自民はマイナス十という浅手（あさで）ですんだ。自民はかつてのソ連・ゴルバチョフ書記長が権力基盤の共産党解党を実行したように、軽薄なタレント知事連に党を託そうとした。政治の墮落であるばかりか、政治家の威信、プライドを放り投げる愚行、政治の破滅である。自民党は内から崩れ、都民に見放されたのだ。

前号「巻頭言」（二〇五二号、七月一五日付）で、大鷲白氏はこう喝破した。

「己で決める人となりたい 巷では、自民党の支持率が低迷し、民主党の支持率がアップ、いわゆる『政権交代』の機運が高まり、戦後一貫してこの国の政権を担ってきた『自民政権が崩壊する歴史的場面が眼前に迫った』とマスコミに先導されて、日ごろ政治に関心のない国民たちが踊らされている。

多くの国民は、自民党と民主党が「単一民族」であることを忘れたい期待を抱いている。しかし、この国の組織というものは、政治（政党）であれ組合であれ「上から変わる」ことは、ほぼ絶望的である。国民一人ひとりの無関心が産み出した産物が、現在の国会の実態であり、企業や組合の実態であり、ほとんどの自治体の実態でもある。

何かに期待を抱くだけで、自らの創造力を喪失した者たちが洗脳され何千・何万集まったところで、それは烏合の衆であり壮大なゼロである。」

自民と民主は「同体」だ。旧田中派・経世会の同志が中心にある。民主代表、代表代行、幹事長は経世会から自民にサヨナラした面々。民主が勝って都政は変わるか、変わることはない！ 共産党がくり返し云ったように、民主は石原になに一つ反対してはいない。都議選の争点になったとにわかに喧伝された①新銀行東京、②築地魚市場移転、③オリンピック招致は、マスコミがいうほどに都民の関心を集めてはいない。

共産は議決提案権を失った。民主と与（く）むことはせず自己の主張を貫くだろう。無所属・市民派一議員もそれは同じ。都議会では六十一対五十五、他人のガチンコ勝負が四年間つづく。景気低迷、労働者・勤労国民の生活苦はさらにつづく。民主が問われる。労働者・勤労国民とともに歩むのか、財界・企業におもねるのかと。

都議選はおもしろい傾向を示した。大きな選挙区で民主新人が「こんなことあり」てな票でトップ当選していること。太田区に象徴的だが、三十代前半の新人が大量得票し、五十代、六十代の現役がふるい落とされていることだ。これに小沢一郎は「変

化への期待を受け止められる要素がない候補者は党への追い風が吹いてもだめだった」と語る。一面の真理ではある。小沢一郎に「変化への期待」があるか。衆院選の注目点だ。

自民は都議選での敗北に上へ下への大騒ぎ。重鎮とされる現職幹部、元大幹部連は「オレ辞める」、「アソウ君じゃだめ」と、自分を高く売ることに神経をすり減らす。これじゃ、自民はおしまい。しかし、総保守勢力、財界、官僚は「高見の見物」を決め込んでいる。自民と民主は「義兄弟」、「単一民族」。現体制維持では共通している。

麻生は七月二一日、前記の状況のもと衆院を解散した。解散・総選挙は戦いを告げる号砲だ。高揚感があり選挙は緊張感をもつ。しかし、今回の解散に高揚感を感じることではない。はしゃぐのはマスメディアばかり。

宣伝の一つに「政界再編」がある。政界再編は労働戦線再編成、国鉄分割民営化から「総評・社会党ブロック」が解体され、総保守は保守二党制をつくったことで「完成」した。これから展開されるのは「政界再編」といったものでなく、自己保身しかない「遊牧民」の離合集散にすぎない。こうして、新しい政治状況がつけられていく。

## 「内定通知」交付

### ― 正規でなく準職員 ―

六月二五日、資料にあるような来年一月一日より日本年金機構の正規職員・準職員・労働厚生局職員採用の内定通知が、所属長より交付された。

### 職員は「三階層」

私は、正規職員に応募したにもかかわらず、準職員であれば、採用するというものであった。理由を所属長に問うたが、日本年金機構設立委員会が決めたことなので分からないという。職員は次の三つに別れる。

労働厚生局職員は公務員としてそのまま勤務し、退職金は通算して支払われ、共済組合に加入する。しかし、勤務地は、近くても埼玉県であり、全国配転がある。

正規職員は、厚生年金に加入し、雇用は保障されるが、全国配転がある。退職金は、公務員の期間の退職金十年金機構の退職金となる。

準職員は、給与・賞与・労働時間、休日・休暇等の労働条件は正規職員と同じであるが、当初は一年の労働契約、その後三年以内となり、労働契約の更新回数は一回で、最長七年の勤務となる。

異動は一定地域（私の場合は、群馬、長野への勤務もありうる）に限定される。所長、課長及び管理職、スタッフ職に登用されることなく、管理職手当の支給はない。退職金は、公務員期間の退職金＋正規職員の年金機構の退職金の二分の一となる。

というものである。私は今、相談室長で管理職手当をうけているがこれがなくなる。でも、一番心配なのは、八九歳の母をかかえているため、どこへ勤務させられるかである。労働厚生局、正規職員、準職員も同じ気持ちである。同じ職場の次長へ皮肉をこめて「全国配転おめでとう」というと、「九一歳の父親がいるからへんなどころであれば辞める」という。

所長は私に対し「近くの事務所で記録問題対応になるからむしろよいかもしれない」という所長自身も、「全国配転で東京本部勤務はイヤダ」という。

### つ のる 疑問・不安

誰が不採用なのか全く分からない、組合も把握をしようとしれない、どうなっているのか？ 民間からの採用はするが、社保労働者の首を切るということはどうなのか？（二機構の決定）組合は「分限免職」だけはさげたい、ただこれだけである。

生活圏があるし、家族関係もある、これを無視していいのか、疑問である。六月二六日、本部へ一九時に電話したが、役員はいない状況である全くふざけている。

局総務課長、所長の話によると、勤務地の希望を聞きとるといいうが、希望どおりの勤務地になるのかどうか疑問である。

私は、五三歳になるので準職員でもイヤ、今までのように二〇時まで勤務してタクシーで帰ることがなくなると内心では思っている。でも勤務地は？という気持ちがある。もしも希望地に勤務できなかつたら、裁判でもなんでもしたい、労働者として定年まで勤めたいという気持ちで一杯。労働者というのは、いつでも闘わないといけないと、つくづく思う。道州制が導入されると、自治体労働者はこんな攻撃にさらされるのではないかと思う。

最後に国鉄労働者の闘いがあるから、人事評価に対する人事院不服審査を二回、所属長のパワハラに対する人事院申立を行うことができたと思う。

国鉄闘争団に感謝します。

### 資料 「内定通知」（日本年金機構設立委員会 委員長 奥田 碩）

あなたから日本年金機構の正規職員に応募がありました。平成二二年一月一日付で、日本年金機構の准職員としてであれば採用することを内定しましたので通知します。

つきましては、別紙様式の意思確認書を平成二二年七月一〇日までに当職宛に提出して下さい。准職員としての採用を希望しない旨の意思確認書が提出された場合、又は期限までに意思確認書の提出がない場合は、採用を辞退したものとみなしますのご承知下さい。

なお、今後、懲戒処分等により「日本年金機構の職員の採用の基準」（平成二〇年一二月二二日日本年金機構設立委員会策定）を満たさなくなった場合には、内定を取り消すこととなりますので、念のため申し添えます。

## 消費者から見た食と農（一）

— 鶴岡市市制研究会講演会（〇九年二月） —

私は秋田やまもと農協に勤めています。庄内と同様にメロンの産地です。ここの砂丘地農業研究場には何回も通っている勉強させてもらった経過があります。私は現場の農協の職員です。現場サイドの話をしてみたいと思います。

「消費者から見た食と農」というテーマですが、なぜこのようなテーマかと言うと、生産者から消費者に対して「これ買ってください」という「売り込み」というか、お願いは通常なんですけど、消費者から私たちはこういうものを食べたいのでこういうのを作ってください、という要望はほとんど無いといってよい。本来は自分たちの健康の問題ですから、自分たちがこういうのを食べたいから、こういうようなものを作ってください、とならなければならぬが、実際はそんなことはほとんど無い。なぜ、そうなのか、と言うことなのです。そこを切り口にして「農」について考えてみたい。

### 農産物流通の実態

**産直** 皆さん、「産直」というのをご存知ですね。しかし、その内容はなかなかわからないと思います。また、その対極として「市場流通」というのがあります。表（略）を見てみればわかると思いますが、「市場流通」は複雑です。しかし、どうしてこのような複雑なのか消費者はほとんどわからないと思います。その複雑さにはそれなりの理由と「役割」があるんです。だから、何十年もその機能を発揮しながら存在しているんです。存在するというのは存在価値があるからなんです。そうでないと何十年も存在はしない。「産直」はというと、「市場流通」に比べればつい最近です。二〇〇三〇年前です。流行はしたけれどそれは流通のメインにならなかった。全流通の一〇%から一五%といわれています。なぜそうなのか、ということです。

**市場流通** 市場流通は生産者がいて、農協等に出荷して市場へ持って行く。直接市場に持って行く人もいます。ほぼ市場に集まります。そして、買いたい人がいなければ取引は成立しないから「仲卸」といわれる人たちが、買いたいという人の要望を受けて農産物という商品と相對峙する。彼らが「せり」をやって価格をつける。それが価格形成機能といわれます。せりの情景はよくマスコミ等で報じられていますが、せりをやっている人、仲卸人のことについては詳しい説明は無い。市場はどこにでもあるから、その市場には必ず仲卸人という人たちがいる。この仲卸人は小売店、スーパーやそれに料理屋、飲み屋などから注文をとってきている。朝の五時から昼の二時ころまでが彼らの業務時間です。そして、競り落とした商品をほぼ午前中に小売店などに納品する。毎日その繰り返しです。なかなか表面には出てこないもので、仲卸はいろいろなのではという声もあります。仮に仲卸はいらなくなったとしてもその機能はどこかで代替しなければなりません。価格がつきませんから。なぜ、いらぬのではないかといわれるかというと、彼らがいれば手数料が取られるからです。いわゆる流通マー

ジンの一つです。

**流通マージン** 流通マージンは農協では、その農協で違うんですが、一・五%から二%程度です。出荷経費、生産者が出荷するためのダンボールとかパックとかですが、一〇%〜二〇%、金額にすれば一〇〇円前後になります。それから、運賃ですがメロンの場合だと東京まで運んで一箱あたり一〇〇円程度になります。市場手数料ですがこれが七%〜八%です。これは法律で決められています。中央卸市場というのが七%、地方卸売市場というのが八%となっています。例外はありますけど、これをおおよその目安としてください。それに先ほどいった仲卸、これも七%〜八%となっています。一番高いのがなんといっても小売のマージンです。大手のスーパーで一九%〜二五%といわれています。これも品目によって違います。日持ちする野菜とほうれん草など数日で破棄しなければならぬような野菜とではロス率が違うので当然マージン率も違ってきます。また、スーパーのバックヤードを見たことがありますか、あそこではダンボールで出荷された野菜を売れやすいようにさまざまに加工しています。それにも全部手数料がかかっているのです。そういう流通マージンを合計するとおおよそ五六%〜七〇%が流通マージンとなるのです。つまり、スーパーで一〇〇円の大根があったとすると、そのうち生産者に入る金額は三〇円程度だということです。三〇円しか入らないという現実なのです。最低、六〇円くらいは欲しいのです。採算が取れないのです。これが農産物の流通の実態です。このように流通マージンが大きいので当然それを節約しようと「中抜き」すればという発想が出てくるのです。それが、「産直」なのです。

**産地直送** とところが、この「産直」もなかなかうまくいかない。産地直送という意味ですが、ネットでの取引、カタログ販売などいろいろあります。皆さんも何らかの形で利用したことはあると思います。要するに、生産者から直接消費者に商品が届くということですが、なかなかそれがうまくいかない。顧客管理、荷造り発送、運送（小口になればなるほどコストが高い）それに一番大変なのが、代金の回収なのです。生産者側からすれば、お金を振り込んでくださいそうすれば商品を発送します、となれば一番良いんですが、そんなうまいことはいきませんよね。ほとんどが、商品を発送してから代金振込みとなるのが通常です。そうすると振込みにならない場合それが全部リスクとなります。三〇〇〇円の販売代金を回収するために一万円の旅費をかけて集金にはいけないでしょう。だから、そのリスクをコストとして商品の価格に転嫁せざるを得ないので。これが、現実です。だから、産直はそんなに安くはなれないのです。「中抜き」した分ほかにコストがかかるのです。市場流通では代金の支払いシステムが法律で定められています。競りにかけられて販売された代金は一週間以内に生産者に支払われねばならないことになっています。それを行政が監視監督しています。よくマスコミで「仕切り改ざん」などのニュースがありましたよね。あれです。ですから、「産直」だの「市場外流通」だのそんなに簡単なものではありません。どこかでリスクを背負わねばならなくなってきます。今は、インターネットでやれば、

クレジット会社がそのリスクを背負ってくれますが、それだって手数料がかかるはず  
です。また、クレジット会社は「苦情処理」はしてくれません。品質が悪化したり、  
規格が違ったり、解約などこの苦情処理というのは素人ではできません。生産者がこ  
の苦情処理をするのは大変なことです。「モンスター」といわれる「苦情専門消費者」  
もいるといわれています。このようなリスクをいかにクリアしていくかということが、  
産直の大きな課題なのです。生産者と消費者が交流しこれらの点を相互理解の下にク  
リアしていかないと産直は成功しないということになります。

### コメつくりと農政、食料主権について

**コメの生産地** このような状況の中で話を進めます。米の生産費をめぐる状況です。  
お手元の資料を見てください。私の米も生産費です。私も農協に勤めながら約二ヘク  
タールの田んぼを経営しています。収入が二〇六万円、支出が一九一万円、差額が一  
五万円です。稲作は一〇アール当たりおおよそ三〇時間かかるといわれていますので、  
時給換算すると二六三円です。どう思いますか。兼業農家はこれでもいいんです。私  
の場合もほとんどが朝晩土日の仕事ですから。コストという感覚は無いんです。ちよ  
っとした運動とみてもいいんです。しかし、専業農家になるとうはいきません。み  
なコストに入ってくるんです。大きくなればなるほどコストになるんです。ましてや  
会社や企業となると経費削減のためコストを下げようとする。ここに来ては兼業農  
家の皆さんは実際に年何回田んぼの草刈をしますか。私は三回ですけど、篤農家で四  
回、手を抜けば二回といったところじゃないでしょうか。兼業農家でその草刈をコス  
トと思っている人はほとんどいないでしょう。健康のためいい汗をかけた、程度でし  
ょう。しかし、規模が大きくなりそれが人手、労賃の対象となると皆コストです。こ  
んなこと主張している人は全国的に見てもあまりいないでしょう。これは現場の感覚  
だからです。現場で実際に携わっていればこのような感覚がでてくるんです。

**食料自給率** 次に農政の現状ですが、食料自給率がカロリーベースで四〇%を割って  
います。問題は四〇%を割ったらどうしていけないかということなんです。四〇%と  
いう数字にばかり目がいって、その本質がマスコミでは取り上げられていない現状  
があります。極端に言えば、自らの食べる食料のうち四〇%しか安全、安心が担保さ  
れないということなんです。皆さんはスーパーに行つて「国産」と「中国産」の農産  
物が同じ価格だったらどっちを選びますか。当然国産を選ぶでしょう。ちよつと高く  
ても国産を選ぶんじやないですか。それはどうしてかという、国産のほうが安全安  
心が担保されているからです。外国の農産物でも安全なものがある、という人もい  
るでしょう。確かに安全なものもあるでしょう。しかし、私たちは農産物の「生産」と  
いう過程で私たちの主権がその効力を発揮できる、確認できるのは四〇%なんです。  
もつとわかりやすく言えば、安全という「保証書」を発行できるのが四〇%だとい  
うことなんです。極論を言えば、六〇%は安心安全に不安があるということなんです。  
そして、国民の食料、健康に責任を持たない農政、食料政策があるということなんです。

す。

ここに日本消費者連盟が発行している「消費者レポート」があります。その今年の新年号にこういうことが書いてあります。「この地球に生きるすべての人々にとつて、命はぐくむ食糧を質、量とも自給することは基本的人権である食料のあるべき姿は安全と安定である。」つまり、食料を自給することは基本的人権である、といっています。日本の消費者運動の中心的存在である、日本消費者連盟がこんな言い方をしているのです。それからすれば、私たち生産者はその基本的人権を担っていることになるのです。

こういうことから「食料主権」という考え方から生まれてくるのです。この言葉はあまり聴いたことが無い言葉だと思います。逆に「食糧安全保障」という言葉はよく聞くでしょう。どこが違うんでしょうか。政府と自民党はこの「食糧安全保障」という言葉をよく使いますが、この言葉には「外国やどこからでも良いから食糧を確保できればいい。安全だ安心だ」ということは二の次だ・・・」というニュアンスがあります。しかし、「食料主権」の言葉は国民自らが自らの食糧について安全安心も含めて選ぶ権利がある、ということなのです。食糧は自由貿易にしてはならない、ということなのです。

食糧を自由貿易にすればどんなことになるでしょうか。ミニマムアクセス米(MA米)ってわかりますか。昨年カビの発生で問題になった「事故米」が食用に横流しされて問題になった米です。それは日本が米の輸入を制限する代償として、輸入を強制している米のことです。ガット・ウルグアイラウンドでの取り決めなんですけど、この協定では本当は「輸入義務」ではないんです。農水省は「義務である」を主張していますけど、契約には「輸入機会を与える」となっているんです。輸入義務ではないのに政府がアメリカと「義務として輸入する」と約束してしまっただけです。先だって朝日新聞等で暴露されてしまった。そんなMA米によりどんなことが起こっているのかということなのです。

(畠山 勝巳・つづく)

## 「**要結見解 相鉄労働組合執行委員会(二〇〇九年六月二九日)**」 会社分割でストライキ

### 【経過概要】

四月八日に相模鉄道㈱が発表、組合に提案した「鉄道事業の分割」は本年九月一日に、会社分割労働契約承継法を用い、雇用主、雇用関係が変わる「転籍」を伴った極めて重要かつ慎重を期す課題で、その対象人員も鉄道関係組合員一〇〇名と組織の三分の二を占める大規模なものである。会社提案の理由は、純粹持株会社をめざす、迅速な経営判断、グループ全体利益の最大化など抽象的な内容で、多くの組合員が、なぜ分割が必要なのか、なぜ転籍が必要なのか、この会社をどうしたいのかなど多くの疑問を抱くと同時に、分割時点の労働条件に変更はないとしても将来はどうなるのか、といった不安も払拭できない内容であった。

いっぽう、相鉄不動産㈱と相鉄アーバンクリエイティブの両社は、二〇一〇年一月一日に不動産㈱の面的開発事業を㈱アーバンに吸収合併させることを柱とした不動産事業の再編を組合に提案し、労使協議がスタートした。提案の背景として不動産㈱の抱える未稼働資産を整理し再生することが説明され、不動産㈱籍組合員八名に転籍は生じるものの、すでに業種を意識して策定された労働条



件を承継することもあり、基本的に受け入れることを了承。今後、さらに詳細協議を行っていくことを確認した。

鉄道事業の分割提案に関して組合は、労使協議で疑問や不安、将来ビジョンに関する質問を行った。会社回答は理念的、抽象的な部分が多く、理解がすまなばかりか、安全に関する持株会社の経営責任や労働協約の承継期間、人事の硬直化、転籍によって雇用主が変わることによる持株会社との交渉権など多くの問題を内包していることが明らかになった。さらに、この手法を用いれば会社再編（吸収合併後の分割）によって持株会社籍として残る組合員に出自先会社への転籍も可能となるなど不安が広がった。このため組合は、独自の純粋持株会社体制案を会社に提案し、労使で知恵を出し合おうと協議を求めた。しかし、会社は組合提案を一蹴しただけでなく組合との協議途中にもかかわらず、提案実施に必要な法的手続きや該当組合員への「転籍通知」発送を一方的に行った。

組合は、こうした手法は労働協約の「事前協議制」を一方的に無視する暴挙として、「労働協約の遵守」を要求すると同時に闘争体制への移行を確認、八七・九%の高率スト権を確立した。

組合要求に対し会社は「労働協約は遵守していく」としつつ「事前協議に合意は必要ない」と主張、一方的な転籍通知に対しても「合法」として一歩も譲らない姿勢を貫いた。このため組合は第一波六月二六日、第二波七月四日、五日のスト設定を決定。六月一五日以降、対外宣伝を開始した。その後、会社は神奈川県労働委員会に「あっせん」を申請するいっぽう、組合には二度にわたって何ら根拠もなく「違法スト」として「組合に損害請求」や「ストを指令した組合幹部にも相応の対処」を示唆する通告書を届けた。

誠意がないばかりか、正当な組合活動に対して脅しをかける不当かつ卑劣な会社の対応に組合は闘争態勢を強化。六月二四日の総決起集会には県内外の労組も結集し、一〇〇八名とかつてない規模の集会となった。

その後も労使主張の隔たりは大きく、進展をみることはできなかったため、組合は第二回闘争委員会でも「労使合意は必要ないとの姿勢の撤回」「転籍撤回」などを『解決水準』とすることを決定した。スト前日の二五日夜半から二六日未明になって解決にむけた具体的な労使交渉が断続的に展開され、会社がこれまでの協議に対する姿勢について見直しを示唆しはじめるいっぽう、「転籍撤回」については組合が「なぜ出向ではだめなのか」と迫ったものの会社は「転籍こそ最善」などと主張し難航。『解決水準』とは依然距離がありすぎることから組合は四時にストライキ決行を指令した。

ひきつづく折衝の中で会社は、転籍について不安解消策などとして数点の譲歩案を示しつつ、撤回には「何があっても応じない」と明言。団交団は利用者不在で株主価値を優先する会社姿勢に対してより強い反感を抱きながらも、会社が利用者や社会への影響より会社主張を優先する姿勢を鮮明にし、解決の見通しが読めない中でストライキを継続することの影響や、今般の情勢を真剣に分析した結果、転籍撤回を引き出すことは困難でも、より出向に近い条件を引き出し、今後の協議に活かせる素材を確保することが不可欠とし、「出向会社への転籍はしない」などの確約を付加するよう求めるとともに、会社の最終回答をもって団交団、闘争委員、組合員に判断を求めることが組合民主主義のうえからも重要と判断し六時過ぎからの団体交渉で示された会社見解を受けて六時二〇分にスト中止指令を発し、闘争委員会で妥結を提案した。

闘争委員会では、「転籍撤回」を伴わない妥結提案に不満が集中、先行き不透明な持株会社の労働条件など、多くの委員から真剣かつ率直な意見が相次いだ。採決では厳しい選択と受け止めつつ、過半数の賛成を得るなかで妥結を確認した。

### 【総括の視点】

今回の闘いは、相鉄労使が培ってきた信頼関係と労働組合の存在価値、労使対等原則が問われ、また解決のありようによっては相鉄労働者の将来にわたる労働条件に大きく影響を与えるものだった。

いっぽうで、社会的には「会社分割労働契約承継法」に対する闘いとして捉えられ、マスコミの取材はもとより国の行政機関も徹夜で推移を見守るなど、注視される闘いとなった。

妥結内容は、実質ゼロ回答から短時間での積み上げであり、また、全組合員の諸行動と強固な團結によるスト突入という状況の中で、労使協議のあり方や出向先への転籍阻止など前進面も少なくないが、問題の根底である「転籍撤回」が明確にできなかった点において、決して満足のできる内容ではないことも事実である。

「事前協議制」については、これまで合意を前提としてきた労使ルールを強く認識することにより、点を置き、「合意の必要性」について労使双方が明確な言及を避けた形で収拾することとしたが、「今後の純粹持株会社体制移行」も含めて「十分な協議期間」も明記したことにより実効性を担保することができた。

しかし、組合員の雇用、生活に直結する転籍については、持株会社籍として残る組合員について「出向先会社への転籍は行わない」「分割後五年間の春闘は民鉄準拠」など不安要素の一部は払拭できたものの、持株会社、鉄道子会社ともに将来的な労働条件面の危惧については、今後ますます団結を強めるなかで組織が一丸となって払拭していくことが求められる。

また、組合の謝罪要求に対し、会社は文書化を受け入れなかったものの口頭で「謝罪」した。さらに、県労働委員会への「あつせん」申請の取り下げをはじめ、「違法スト」との「通告書」についても撤回した。

転籍撤回を引き出せなかった一因として、企業内労働組合という大衆組織が故の弱点を克服し切れなかったこともあげられる。あらゆる産業で市場原理主義にもとづく規制緩和が展開され、民営化、分社化、転籍、出向が日本列島を覆い尽くしてきたこともその背景となっている。これらを推進するための法改正や法制定も枚挙にいとまなく行われ、その多くが財界の声を反映し企業擁護に軸足をおいたもので、「合法」を盾に非正規雇用者の採用と解雇、正規雇用者には出向、配転、転籍、賃下げが強行されている現実の壁が高く立ちはだかつたことも否定できない。

これらの課題を克服していくうえで、地域や産別における連帯はもとより、非正規雇用労働者、未組織労働者の組織化など、社会的存在としての労働組合の活動を拡充していくこと、さらに今回、会社提案の背景ともなった会社分割労働契約承継法など経営に都合のよい施策を推し進めてきた政治の転換をめざしていくことも不可欠である。今回の闘いが、社会的に「会社分割労働契約承継法」の「影」を浮き彫りにするとともに、労働組合の社会的な存在意義について問題提起をすることができたことも、また事実である。

労働協約遵守闘争としての妥結を確認しても、不動産事業の再編も含めて分割問題は終結したわけではなく、今後さらに具体的な協議がづくことになる。いま最も大切なことは、いかに今後、組合員の雇用や生活、労働条件・環境を守っていくかである。鉄道の子会社化と転籍を実施した場合、①鉄道籍となる組合員に関する問題について持株会社との交渉権をどのように担保するのか、②会社が「経営と事業執行の分離」を強調するなかで、安全に関する持株会社の経営責任をどのように明確にさせるのか、そして組合組織の課題として「籍」の違いによる意識の差がつけられ、團結をしにくい環境がつけられかねない状況をどう克服していくのかなど課題は少なくないし、それらは組合員の雇用、安全、生活を守るうえできわめて重要である。

いっぽうで、労使の信頼関係回復も今後の大きな課題と言える。労使合意事項であった三年後の住宅手当回復に関して「約束した覚えはない」とした二〇〇六年秋闘、格差是正や非正規の正社員化要求に聞く耳を持たず最後までゼロ回答に固執した二〇〇七年秋闘とバス問題への論点すりかえ、バス路線の他社移譲、違法な所定外労働と事業廃止に合意した相鉄自動車(株)運転士の採用問題など、ここ数年の経営姿勢が働く者との溝を深めてきたことは否めない。今回の提案についても、法に定められた手段をとったのだから「理解すべき」「理解して当然」という論理を押し付け、働く者の心を遠ざけてしまった。

今回の事前協議制に対する会社見解が、自浄能力をうかがわせるものか予断は許さないが、その履行が経営に対する信頼回復や健全な労使関係に寄与することは間違いない。

執行委員会は、雇用と生活、労働条件、さらに公共交通事業における安全を守るため、全組合員の徹底した総括討論を要請する。

(以上)

# 連合労働運動の実態

—労働戦線再編成から二十年(三)—

前号では結成二十年に連合が直面している組織・財政・運動等について焦点をしばらく明らかにしました。労働運動専門紙・誌は評論誌二誌、日々の労働組合の動向を伝える紙はわずかに二つにすぎません。労働省の外郭団体が発行した新聞「週刊労働ニュース」は厚労省発足後、厚労省の労働政策を宣伝する月刊誌に改編されてしまいましたから、労働問題についての動きを知る術(すべ)はほとんど閉ざされてしまったといつて過言ではありません。財政難は企業組合、産別組合ともに、もともと「合理化」しやすい機関誌紙を切つて捨てたり、縮小するなか組合方針を伝達すること、記事の内容に職場状況を生なましく伝えることは連合傘下組合では私鉄を除き、ほぼ姿を消してしまいました。

連合は二〇周年を機にどう運動しようとしているのか、今回はここに焦点をおきました。

## 主要課題 三つのアウト

連合は運動の主要課題に「三つのアウト」を掲げています。

第一は、今の働き方にかかわる派遣切り、長時間労働のWLB(ワーク・ライフ・バランス)による是正、第二は、SF(セーフティネット)で、社保、雇用保障、安心の実現、第三は、格差解消、株主配当・役員報酬・賞与増大と二〇〇万円以下の労働者賃金の格差を強く批判していることです。

この方針は労組には当たり前のことです。問題はどうか実現するかです。連合は二十一世紀に入り三つの基本文書をつくっています。

第一は「21世紀宣言」(〇一年一〇月)。ここでは労組みずからの改革もまったなしの課題といい、第二は「評価委員報告」(〇三・九)。原点に立ち返り自己変革することで社会の危機を変革する歴史的使命を言い、第三は「歴史の転換点にあたって、希望の国日本へ舵を切れ」(〇八・一〇)で、①パラダイムシフトをはかる(社会全体の価値観の転換)、そのために②「労働を中心とした福祉型社会」実現することになっています。

この具体化が「政策・制度 要求と提言(二〇一〇—二〇一一)」です。基軸に「政策軸の転換による『労働を中心とした福祉型社会』の構築を」を掲げ、①金融危機は「新自由主義が掲げてきた自由な金融市場のイデオロギー、グローバル・スタンダードといわれてきた市場原理主義の終焉を意味する。」との認識のうえに、②五つの政策理念をあげ、これまでの価値観(効率と競争の最優先)を転換すべきと次のようにいっています。連帯 「お互いさま」という、協力原理を社会の中心にすえる。公正 もう一度日本を厚みのある中間層の国にする。規律 規制緩和でなく、必要な規律を政策体系に組み込む。育成 人材の育成という理念、戦略の重視。包摂(インクル

ージョン）ともに生きる社会の実現というものです。

その主張は、民主党より国民新党にちかく、新自由主義、小泉構造改革は日本社会の「調和・協調・安定」の中心だった厚みある中間層をこわしてしまった。したがってこの基盤とした社会の構築をめざすというものであり、さらに日本版グリーン・ニューディール政策を実行し、福祉、産業構造転換による雇用創出をめざすというものです。

### 役割と責任（重点政策と最重要運動課題）

連合はどのように役割と責任を果たすとするのでしょうか。「パラダイムシフト」で「労働を中心とした福祉型社会」の実現を強調しています。重点政策は次の八本です。

- (1) 内需拡大に資する経済政策の強化と雇用創出。①日本版グリーン・ニューディール政策と連合の一八〇万雇用創出プランの実現。②省エネ設備・機器の普及支援と接続可能なエネルギーシステムの確立。
  - (2) ワークルールの確立と公正な社会の実現。①労働者保護の視点での派遣法改正。②「過半数代表者」の抜本的見直しと「労働者代表法」（仮）の制定。
  - (3) 社会的セーフティネットの整備と社会保障の強化
  - (4) ワーク・ライフ・バランス（W・L・B）社会の実現
  - (5) くらしの安全・安心の確保
  - (6) 税制の抜本改革
  - (7) 「新しい公共」の確立
  - (8) 接続可能なグローバル社会の実現
- 最重要運動課題には、――
- (1) 労働者保護の視点での労働者派遣法改正の実現、非の就労支援・能力開発の強化雇用安定と均等処遇の確保、
  - (2) 労働者の雇用安定・能力開発、連合の「一八〇万人雇用創出プラン」実現や「ふるさと雇用再生特別給付金」等の活用を通じた雇用創出、
  - (3) 長時間労働の抑制などによる働き方の見直し、子育て基金（仮）の創設等による包括的な次世代育成支援の拡充を通じたW・L・B社会の実現といい、運動課題に、確定申告・還付申告、②「連合エコライフ二一」の実践がうたわれます。
- 連合は七月一六日、八月三〇日総選挙に「政権交代で『格差を是正し、安心して暮らせる公正な社会』の実現を」をスローガンとする政策協定を民主党と締結しました。その柱は重点政策でつくられています。

### 春闘で「ソモソモ」論

連合中央委（六月二日）での会長あいさつは、十月大会で交代ということもあるでしょう「パラダイム転換をめざす運動強化」を強調したのが特徴です。

まず、○九春闘では、①春闘とは何かのソモソモ論をまず展開し、つづいて進め方、各級組織の役割分担について、連合の役割についてより強く、ほどほどに、要求水準は産別・単位組合にまかせよとの三つの意見があるとしたうえで、「不必要、最小限でよく、産別単組主体との考え方には立てない。ステップ毎に役割分担を明確にして、共同、連帯の力を発揮すべき」、「労組の最大の課題の一つである労働条件決定に労組のナショナルセンターがほとんど関与しないパターンはありえない」と語気を強めています。

さらに、「交渉力、経営側の抵抗力が相対的力量が低下しているのではないか。経営側の主張や論理に物判りがよすぎるのではないか、といった批判も聞こえてくる」と述べるとともに、「団体行動権、争議権を想定した戦術戦略もあることも再認識する必要」と。

雇用・働き方については、「職場毎の定員という概念を再確認する必要」を強調していたのが特徴で、その他、格差是正、核廃絶、組織拡大、二〇周年プロジェクト、会費値上げに言及していました。これらはすべて十月大会での議論の対象です。

### 連合は二百八十四人を推せん

連合が発足した時、連合政治方針の特徴は「政権交代可能な政治的枠組み」をつくるというものでした。「保守二党体制」が形を整えた今は、「政権交代を」です。小泉が「自民党をブツブス」と絶叫したのはわずか四年前のことでした。小泉が推し進めた「構造改革」路線は自民党支持基盤を直撃し第二次世界大戦後永々と積み上げられてきた議員後援会、業種・業界団体は地方の荒廃とともにぐしゃぐしゃになるばかりか、平成の大合併は選挙という「戦（いくさ）」の最前線兵士地方議員を疲弊させてしまいました。そして安倍、福田、麻生の惨状です。

自民党は地方、支持基盤が腐っただけでなく党中央も墮落してしまつたのです。ルンペン・タレントに「助けてくれ」と頼むばかりか、ルンペン・タレントに「おれを総裁候補するなら乗ってもよい」といわれる始末。これって自民党崩壊です。その結果が、衆院選の前哨戦となつた都議選での民主大躍進です。自民党の混乱はいやましています。

今度の総選挙ははじめから自民党がどれだけ敗けを減らせるかが焦点でした。前回選挙で自民は三百四、これにもともと自民党系の国民新党四、無所属十一を加えればじつに三百十九。衆院定数は四百八十だから議席率は六六%超。それに公明三十一を加えれば三百五十、議席比は七三%超にふくれ上がっているからです。これに対し「野党」民主百十二、共産九、社民七が解散を前にした国会情勢です。

八月三〇日の総選挙での焦点は自民がどれだけ負けるかです。自民党の現状では民主が単独過半数の可能性も否定できない状況です。しかし、これはたいへんなこと。というのは単独過半数は二百四十一、現議席は百十二ですから倍増してもまだ十七届きません。民主最大の支持基盤は連合とあって、連合は二百八十四人を推せんしてい

ます。内訳は民主二百六十三、社民十二、国民新党五、日本新党一、無所属三。(つづく)

## ◇ 読者からのおたより ◇

一時金削減、秋も：公務員の夏一時金の〇・二月削減が残念にも決まった。国公平均で八万円、都庁四五歳係長で一〇万円。この削減が自民・公明の選挙対策から発想され(プラス民間大手労組の闘いのなさ)、人事院―人事委員会が追従し、スト権はく奪の代償措置を投げすて、賃金抑制機構としての本質をあらわにしたものであり、人勸依存路線の誤りが、右から示された。

問題は悪影響の連鎖(負のスパイラル)をどうたち切るか。闘い方の反省と今後の方針だ。組合中央の闘いは弱く今年初めにわかっていた(日経新聞のスクープもある)にもかかわらず、大衆行動は遅く、かつ弱かった。今秋に更なる削減の可能性もあり、闘いの総括と今後の長期方針が必須だ。(元自治労組合員・Y)

編集部より 財界は「格差」「均等待遇」を口実に同一労働同一賃金を主張し始めました。これは要注意です。

三島ふれあいユニオン定期大会 六月六日、三島ふれあいユニオンの大会に参加しました。矢野敏広さんライブが大阪で開催され、それに行っていたので、大会案内も頂いていたことから三島まで足を伸ばしました。三島の方々は、二〇〇五年四月の高知↓東京のランニングキャラバンからのお付き合いになります。大会では、仁杉委員長「昨年立ち上げたときは、争議も一〇二件程と書いていたら、あれよあれよと一五件の争議を抱えるようになってしまった」という言葉が、今の時代を反映しているようでとても印象的でした。(徳島・中野勇人)

編集部より よく動いていらつしやる。そしてニュースも立派。楽しく読ませてもらっています。保坂さん応援熱気ムンムン 二三日、中野勤労福祉会館で「保坂さんを応援する新宿・渋谷・中野」の集いが開催されました。オープニングライブで始まり、メインである雨宮さん・保坂さん・池田さんの三名が講演や決意表明をする予定が、いつものパターンではメッセージが参加者に伝わらないと、三名が車座で貧困や派遣切り、労働組合の必要性を具体例を紹介しながら訴えた。また、社会保障制度を知り、行動し、働く者の団結が重要であると語りました。ふだんとは違うもう一つは、社会保険制度の関係者が参加した事。新社会党結党以来、総支部相談がお互いに集会を支える部隊になって集会を成功させたことです。旧社会党では一緒の活動をしてきた方が多く、軽く会費をする程度でもうしばらく時間が必要と感じます。護憲勢力の再結集の引き金になれば良いのですが。(東京・K) 編集部より 「保守二党制」は少数の潮流に苦難を与えます。しかし、キューバのように思想・理念を大事に、その実現を信じがんばってゆきましょう

国労・闘争団と連帯するタベ 私たち国鉄闘争と連帯する千代田・中央の会は、国労稚内闘争団・家族との通年をとおした交流を積み重ね、一年に二回の総会での意思統一を行い、できる限りの「支援・連帯」行動を積み上げてきました。稚内闘争団激励交流団の派遣、上京団激励花見会、稚内の子供たちへのお年玉カンパ、団結まつりでの共同出店、そして夏に開催される「国労・闘争団と連帯するタベ」の大イベントの開催です。

鉄建公団訴訟が最高裁の場に移った今、解決までの時間はそう長くありません。一気に闘いを高揚させ、世論を喚起し、裁判所、政府に解決を決断させましょう。その闘いの一翼を「千代田・中央の会」も担いたいと思います。「三一回国労・闘争団と連帯するタベ」を圧倒的に成功させるために、皆様のお力をお貸しください。ミニライブブースと生ビールで熱い夏を吹き飛ばし、連帯のきずなを深め合いましょう。宜しくお願いします。

● 日時 二〇〇九年七月三十一日(金) 十八時 開会

● 場所 品川区総合区民会館「きゅりあん」六階大会議室(大井町駅下車)

● 内容 盧佳世さん(歌手)、矢野敏広さん(ギターリスト)のミニライブなど

● 参加協力券 一人二〇〇〇円(会場費・軽飲食代含む)

編集部より 毎年、この日が楽しみ。よくつづけていらつしやる。参加者も減っちゃいない。これはスゴイことですよね。